**Eマーク認証の申請について**

１　富山県地域特産品認証制度とは？

富山県産の優れた農林水産物を使った加工食品に、認証マーク（Eマーク）を付ける制度です。一定の基準（使用原材料や製造方法等）を満たした商品に、Ｅマークを付けることによって、商品の付加価値を高め、販路の開拓や取引の円滑化に役立てるものです。

２　対象品目

|  |  |
| --- | --- |
| 農産物 | 米菓、かんもち、生もち、清酒、かぶら寿し、農産物漬物、食用植物油脂類、干柿、ジャム類、豆腐、油揚げ、米みそ、お茶類、パン類、乾めん類、ワイン、豆菓子、果実･野菜飲料、煮豆、乾燥野菜･果実類、焼き菓子、ます寿し、調味みそ、柿酢・柿酢調味料、五平餅 |
| 畜産物 | ロースハム、ポークソーセージ、焼豚、アイスクリーム類、豚肉餃子、加熱たまご、プリン、ナチュラルチーズ、ヨーグルト |
| 水産物等 | ホタルイカのしょうゆ漬け、ホタルイカの塩辛、シロエビの昆布じめ、ブリ大根、煮干魚類、魚介類干物（一夜干し、みりん干し含む）、かき揚げ類 |

※対象品目に含まれないものは、個別にご相談ください（次回以降対象とすることを検討）

３　Ｅマーク認証の要件　※品目ごとの認証基準をご確認ください。

主な原材料が富山県産又は富山県内の伝統的技術・技法で製造されたもの

**●認証にあたっては、以下のとおり書類審査、申請商品の品質検査、現地調査を行います。**

（１）書類審査

　【提出書類】

①地域特産品認証申請書（様式第１号）

②製造所の平面図

③製造方法及び過程を表したフローチャート図

④主要原材料の出荷元が確認できるもの

（別添の「出荷証明書(別紙3の1)」「自家生産申出書(別紙3の2)」「使用原料申出書(別紙3の3)」のいずれか）

⑤申請に係る食品の製造又は販売について、法令等の規定により許可等を要する場合は、その許可を受けたことを証明する書類の写し

（例：「営業許可指令書」の写し、許可制でないものは食品衛生責任者を証するものの写し等）

⑥一括表示を添付した商品パッケージ（実物）

⑦パン類のうちジャム類使用の場合は、「パン類におけるジャムの使用原料申出書」

＊様式は、県ホームページ（富山　Ｅマークで検索）からダウンロードできます。

【送 付 先】〒930-0004　富山市桜橋通り5番13号（富山興銀ビル11階）

富山県市場戦略推進課消費・販路拡大係　今湊あて

【提出期限】令和４年11月４日（金）必着

（２）品質検査

【提出物】申請する商品の実物（１商品につき２点）※ジャムについては、200gを提出

【送付先】〒939-8153富山市吉岡360 （TEL 076-429-5400）

富山県食品研究所　寺島副主幹研究員あて

　【提出期限】令和４年11月４日（金）必着

※豆腐等、変質の早い商品は、月・火・水曜日着

（３）現地調査

原材料の管理、製造工程等について担当者が調査に伺います。日程は後日連絡します。

富山県農林水産部市場戦略推進課

消費・販路拡大係　今湊

TEL 076-444-3271　FAX 076-444-4407